

## 「福岡市コミュニティ施策推進委員会」設置の趣旨及び審議内容

## 1 本委員会設置の趣旨

- 福岡市は、平成 16 年度から、「自治協議会制度」をはじめとした新たなコミュニティ施策を実施し、住民自治及びコミュニティと市の共働によるまちづくりを推進している。
- これらの施策の成果・課題を検証するとともに、今後の施策のあり方を検討するため、市は、平成 18 年 10 月に「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」を設置した。平成 20 年 10 月、同検討会より市長に最終提言が提出され、「コミュニティの自治の確立に向けた方策」「コミュニティと市の共働に向けた取り組み」が提言がされた。
- 市においては、この提言及びコミュニティからの意見を踏まえ、平成 21 年度から、「コミュニティの自治の確立」「コミュニティと市の共働」に向けた取り組みを開始している。  
… 冊子「コミュニティに関する今後の取り組み」参照
- これらの取り組みを着実に推進するため、定期的に進捗状況の確認・評価を行う機関として、「福岡市コミュニティ施策推進委員会」を設置する。

## ※ これまでの経過

- 平成 16 年  
4 月 「自治協議会制度」をはじめとした新たなコミュニティ施策を開始
- 平成 18 年  
7～8 月 自治協議会等会長のアンケート・ヒアリング、自治会・町内会長のアンケートを実施  
10 月 「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」を設置
- 平成 19 年  
10 月 検討会が「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」を市長に提出  
（「コミュニティへの財政的支援のあり方」を中心とした内容）  
10 月～ 提言を踏まえ「コミュニティに関する施策の現状と見直しの方向（素案）」を作成し、コミュニティの意見を聴取
- 平成 20 年  
4 月 「活力あるまちづくり支援事業補助金」の見直しを実施  
10 月 検討会が「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第2次）」（最終提言）を市長に提出  
（「コミュニティの自治の確立」「コミュニティと市の共働」に関する内容）  
10 月～ 提言を踏まえ「コミュニティに関する今後の取り組みの方向（素案）」を作成し、コミュニティの意見を聴取
- 平成 21 年  
4 月 「コミュニティの自治の確立」「コミュニティと市の共働」に向けた取り組みを開始

## 2 本委員会における審議内容（案）

## (1) 審議を行う内容

平成 21 年度に開始した「コミュニティの自治の確立に向けた取り組み」「コミュニティと市の共働に向けた取り組み」について、進行管理を行う項目（進行管理項目）を選定し、各項目について取り組み状況の確認と評価を行う。

## (2) 進行管理項目

冊子「コミュニティに関する今後の取り組み」（平成 21 年 4 月）に沿って、別紙のとおり選定する。

## 3 審議スケジュール（予定）

おおむね半年に 1 度、次のスケジュールで会議を開催し、審議を行う。

## 第 1 回推進委員会（平成 21 年 8 月 3 日）

## 【審議事項】

- ・ 推進委員会における審議内容（進行管理項目など）、スケジュール
- ・ これまでの取り組み及び今後の予定 など

## 第 2 回推進委員会（平成 21 年 11 月）

## 【審議事項】

- ・ 上半期の取り組み状況の確認・評価 など

## 第 3 回推進委員会（平成 22 年 5 月）

## 【審議事項】

- ・ 前年度の取り組み状況の確認・評価
- ・ 当該年度の取り組みへの意見 など

※ 以降、毎年 5 月、11 月に会議を開催し、各進行管理項目について、取り組み状況の確認・評価を行う。

※ おおむね 4 年に 1 度、取り組みの成果・課題の検証及び次年度以降に向けた検討を実施する（初回は、平成 22 年度に実施予定）。

■ 進行管理項目 (案) ※ 冊子「コミュニティに関する今後の取り組み」に沿って選定。

I コミュニティの自治の確立に向けた取り組み

進行管理項目	
取り組みの方向	主な事業等
<b>I-1 自治の環境づくり</b>	
コミュニティの自治に向けた環境をつくるため、自治に関する市民の理解促進、コミュニティ活動への参加促進に取り組む。	<p><b>【主な事業等】</b></p> <p>(1) 自治に関する市民の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 「住民自治フォーラム (仮称)」の開催</li> <li>イ 「コミュニティ通信 (仮称)」の発行</li> <li>ウ 「ふくおか市政だより」への記事掲載、区版の充実</li> <li>エ 市ホームページの充実</li> <li>オ 報道機関を通じたPRの実施</li> <li>カ コミュニティが行う広報活動の支援</li> </ul> <p>(2) コミュニティ活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公民館講座を通じた人材発掘・育成</li> <li>イ ボランティア・インターンシップ事業 (ボランティア活動体験支援) の実施</li> <li>ウ ボランティアに興味がある市民への情報提供</li> </ul>
<b>I-2 自治の基盤づくり</b>	
校区のまちづくりを担う自治協議会、自治の基礎となる自治会・町内会の活性化・組織強化に向け、コミュニティとともに取り組む。	<p><b>【主な事業等】</b></p> <p>(1) 魅力的な自治組織づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事例発表会・研修会等の開催</li> <li>イ 「自治会活動ハンドブック」の改善、概要版作成</li> <li>ウ 自治協議会等会長への感謝状の贈呈</li> <li>エ コミュニティが行う意見交換・勉強会への協力</li> <li>オ 市NPO・ボランティア交流センターでの相談事業等の実施</li> <li>カ 「住民自治フォーラム (仮称)」の開催【再掲】</li> <li>キ 「コミュニティ通信 (仮称)」の発行【再掲】</li> <li>ク 活力あるまちづくり支援事業補助金の交付</li> <li>ケ 地域活動アドバイザーの派遣</li> <li>コ 市民活動保険制度の実施</li> <li>サ 広報物配布等業務の実施</li> <li>シ 自治会・町内会の法人認可 (地縁団体認可)</li> </ul> <p>(2) 自治会・町内会加入の促進への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市民向けPRチラシの作成・配布</li> <li>イ 集合住宅入居者の自治会・町内会加入の促進</li> </ul>

☆  
☆

☆  
☆  
☆

II コミュニティと市の共働に向けた取り組み

<b>II-1 コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立</b>	
コミュニティと市の対等なパートナー関係を築くため、市役所を挙げて、職員の意識改革に取り組む。	<p><b>【主な事業等】</b></p> <p>(1) 市職員の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員研修の実施</li> <li>イ 職員向け手引書の作成</li> </ul>
<b>II-2 コミュニティの自治を尊重した施策の推進</b>	
コミュニティが自治のもとで主体的にまちづくりに取り組めるよう、市が各分野で行っている施策の進め方を見直す。	<p><b>【主な事業等】</b></p> <p>(1) コミュニティに関する施策の進め方を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市が主体となって行う施策の見直し</li> <li>イ コミュニティ活動の支援のあり方を見直し</li> </ul> <p>(2) 市からコミュニティへの依頼等を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア コミュニティへの協力依頼の整理・削減</li> <li>イ コミュニティへの情報提供、提案のあり方を見直し</li> </ul> <p>(3) 区レベルの各種団体*のあり方を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 主催事業の整理・見直し</li> <li>イ 連絡会的な組織への移行</li> </ul> <p><small>*ここでは、区交通安全推進協議会、区体育振興会、区男女共同参画協議会、区青少年育成協議会、区ごみ減量・リサイクル連絡会議、区衛生連合会をいう。</small></p>
<b>II-3 コミュニティと市の連携の強化</b>	
コミュニティと市の連携強化に向け、「コミュニティの総合窓口」の機能の充実、校区担当職員や公民館による支援の充実を図る。	<p><b>【主な事業等】</b></p> <p>(1) 「コミュニティの総合窓口」の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域支援部・区政推進部を中心とした日常的な連携の推進</li> <li>イ 区役所組織の再編</li> </ul> <p>(2) 校区担当職員を中心としたコミュニティ支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 校区担当職員による自治協議会等のコミュニティ支援の充実</li> <li>イ 校区担当職員への研修の実施</li> </ul> <p>(3) 公民館と自治協議会等の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自治協議会等との連携による効果的・効率的な事業の推進</li> <li>イ 公民館による自治協議会等のコミュニティ支援の充実</li> <li>ウ 公民館職員への研修などの実施</li> </ul>

推進本部  
☆  
☆

推進本部

☆、推進本部

☆

推進本部

☆

☆を付けている事業等については、資料2に詳細を記載。「推進本部」は「福岡市『コミュニティとの共働』推進本部」において全庁的に推進する項目。

1 コミュニティの自治の確立に向けた取り組み

(1) 「住民自治フォーラム」の開催 [今後実施] [進行管理項目 I-1(1)ア]

福岡市の自治のあるべき姿について、コミュニティや市民とともに考えるフォーラムを開催する。

- ・開催時期：平成21年11月～22年1月（予定）
- ・実施内容：講演会、パネルディスカッションなど（詳細未定）

(2) 広報紙「コミュニティ通信」の発行 [今後実施] [進行管理項目 I-1(1)イ]

コミュニティの特色ある活動事例などを紹介したコミュニティ及び市民向けの広報紙を発行する。

- ・発行日：平成21年10月1日、平成22年1月1日、4月1日（予定）
- ・発行部数：40,000部
- ・配布先：自治協議会、自治会・町内会など

(3) 自治貢献者の表彰 [今後実施] [進行管理項目 I-2(1)ウ]

自治協議会会長（自治協議会が未設立の校区にあつては相当する自治組織の長）の退任者に対して、感謝状を贈呈する。（詳細は検討中）

※ このほか、各区において、事例発表会 [進行管理項目 I-2(1)ア]、区自治協議会等会長会における勉強会への協力 [I-2(1)エ] などを実施している。

2 コミュニティと市の共働に向けた取り組み

(1) 「福岡市『コミュニティとの共働』推進本部」の設置 [実施中] [進行管理項目 II-1,2,3]

コミュニティとの共働に向けた体制をつくり、コミュニティとの共働による住みよいまちづくりを推進するため、「推進本部」を設置した。…資料2 [別紙1] 参照

- ・設置年月日：平成21年4月21日
- ・本部の構成：市長を本部長、副市長を副本部長とし、全局・区・室長を本部員とする（全庁体制で実施）

(2) 市からコミュニティへの依頼等の見直し [実施中] [進行管理項目 II-2(2)]

福岡市がコミュニティに行っている多くの依頼等（協力依頼、情報提供、提案）について、廃止を含めた抜本的な見直しに着手した。…資料2 [別紙2] 参照

(3) 区レベルの各種団体の見直し [実施中] [進行管理項目 II-2(3)]

区レベルの各種団体について、主催事業の整理・見直し、連絡会的な組織への移行に向けた検討作業に着手した。…資料2 [別紙3] 参照

(4) 「公民館コミュニティ支援事業」の実施 [実施中] [進行管理項目 II-3(3)イ]

公民館、自治協議会、校区担当職員が一体となって講座等を企画実施し、地域課題の把握、地域課題に応じた人材発掘や育成に取り組む「公民館コミュニティ支援事業」を開始した。

(5) 市職員研修の実施、職員向け手引書の作成・配布 [今後実施] [進行管理項目 II-1(1)]

コミュニティと共働でまちづくりを行う上での基本的な考え方や心がけ、「コミュニティの自治」「コミュニティと市の共働」「自治協議会制度」など、市職員として当然理解しておくべき事項について、研修を行うとともに、手引書を作成・配布する。

① 市職員研修（全職員対象）の実施

- ・開始時期：平成21年10月（予定）
- ・実施対象：全職員
- ・実施方法：集合研修、e-ラーニング（市役所内の情報ネットワークを使用したパソコンによる個人研修）

※ 集合研修については、2時間程度の研修を、1回あたり約100人を対象に実施する方向で検討中（平成21年度中に10回程度実施する予定）

② 市職員向け手引書の作成・配布

- ・配布時期：平成21年9月（予定）
- ・配布方法：全所属に送付するとともに、市役所内の情報ネットワーク上に掲載する。また、市職員研修においてテキストとして活用する。

※ 平成21年度の主なスケジュール（9月以降は、現時点での予定）

- 4月 「福岡市『コミュニティとの共働』推進本部」設置、第1回開催
- 5月 コミュニティとの共働の実現に向けて取り組む事項を全庁に通知「市からコミュニティへの依頼等に関する調査」実施
- 9月 第2回推進本部開催  
職員向け手引書配布  
「コミュニティ通信」創刊号発行（10/1号）
- 10月 市職員研修開始  
上半期の取り組み状況（依頼等の見直し状況ほか）を調査
- 11月 第3回推進本部開催  
自治貢献者表彰（21年度は市政施行120周年記念式典の中で実施）
- 12月 「コミュニティ通信」第2号発行（1/1号）
- 11月～平成22年1月 「住民自治フォーラム」開催
- 2月 「自治会活動ハンドブック」改訂版・概要版の発行

## ■コミュニティと真に共働する市役所の実現に向けて

### I 福岡市「コミュニティとの共働」推進本部の設置について

#### 1 本部設置の趣旨

- 本市は、平成16年度に「自治協議会制度」をはじめとした新たなコミュニティ施策を開始し、住民自治及びコミュニティと市の共働によるまちづくりを推進している。
- これらの施策の成果・課題を検証するとともに、今後の施策のあり方を検討するため、本市は、平成18年10月に外部委員による検討会を設置した。平成20年10月、同検討会から市長に対し「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第2次）」（最終提言）が提出され、その中で「コミュニティの自治の確立に向けた方策」及び「コミュニティと市の共働に向けた取り組み」について提言がなされた。
- 本市においては、今後、この提言を踏まえた取り組みを実施していくが、特に「コミュニティと市の共働」に向けては、職員の意識改革や事業の進め方の見直しなどに全庁的に取り組んでいく必要がある。このため、全局・区・室による推進本部を設置し、「コミュニティと真に共働する市役所」の実現に向け、全庁を挙げた取り組みを推進していく。

※ 別紙 福岡市「コミュニティとの共働」推進本部設置要綱

#### 2 現状と課題

- 地域においては、現在、全市の約97%の校区・地区で自治協議会が設立され、自治協議会を中心に、よりよい地域をつくるための活動が行われている。
- しかしながら、本市においては、『自治』や『自治協議会制度』など基本的な考え方が職員に理解されていない「コミュニティの主体性が十分に尊重されていない」など、コミュニティとの共働の実現に向け、依然として多くの課題がある。

#### <参考> コミュニティから寄せられている主な意見

- ・各校区では、市の提案を基に、校区横断的な自治組織への改革、風通しのよいコミュニティづくりに努力してきたが、市役所では、まだ多くの所属でコミュニティについて旧態依然とした考え方（上意下達、全市一律）をしている。
- ・自治協議会や自治会・町内会などの自治組織は、行政の下部組織ではない。また、自治会・町内会長は、もはや町世話人ではない。このことをきちんと理解した上で、施策を実施してもらいたい。
- ・平成16年度当初に地域に示した考え方を全職員に徹底してほしい。
- ・地域では、自治協議会で話し合っ、いろいろなことを決めている。私たちの考えや事情も尊重してほしい。
- ・事前の説明や意見交換などをもっと積極的に行ってもらいたい。

#### <参考> 「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」最終提言の主な内容

検討会の最終提言においては、真に住みよいまちをつくっていくために目指すべき姿が示された上で、「自治」「共働」の実現に向けて取り組むべき事項が提言された。

#### 【目指す姿】

##### ◆ コミュニティにおいて自治が行われている

- 地域の課題を解決し住みよいまちをつくるため、小学校区（校区）を基本的な単位として、自治協議会を中心に、自分たちの地域のことを話し合い、必要な活動を決定・実施している。
- 自治会・町内会が、多くの住民の加入を得て活発に活動し、自治協議会を中心とした校区のコミュニティづくりを支えている。
- 自治協議会、自治会・町内会の情報が広く住民に公開され、透明性が確保されている。また、住民の理解と合意の下、公正で民主的な運営が行われている。

##### ◆ コミュニティと市が共働している

- コミュニティと市が、互いを認め合い、信頼し合う、対等なパートナーとしての関係を築いている。
- 「住みよいまちをつくる」という共通の目標に向け、コミュニティと市が話し合い、それぞれの役割と責任を果たしながら、知恵と力を合わせて取り組んでいる。
- 市は、コミュニティの自治の確立に向けて各種の施策を実施するとともに、自治のもとでコミュニティが行う活動に対し、必要な支援（コミュニティだけでは対応が難しい事項に関する支援など）を行っている。

#### 【市及びコミュニティが取り組むべき事項】

##### 1 コミュニティの自治の確立に向けた方策

- (1) 自治の意義や重要性を市民に広報し、自治意識の醸成を図る。
- (2) 自治組織（自治協議会、自治会・町内会）の活性化・組織強化を図り、自治の基盤をつくる。

##### 2 コミュニティと市の共働に向けた取り組み

- (1) 市とコミュニティ双方の意識改革を進め、対等なパートナー関係を確立する。
- (2) コミュニティに関する施策の進め方を見直し、コミュニティの基本単位である「校区」重視の施策を推進する。
- (3) 「コミュニティの総合窓口」である区役所地域支援部（区政推進部）の機能充実、コミュニティ活動支援の強化を図り、コミュニティと市の連携を強化する。

## II 推進本部における具体的な取り組みについて

### 1 職員の意識改革

- 安全・安心に、また快適に暮らせる「住みよいまち」をつくるをつくるためには、住民が自ら地域のことを話し合い、必要な活動を決定・実施すること＝「コミュニティの自治」、その上で、コミュニティと市が、それぞれの役割と責任を果たしながら一緒に取り組んでいくこと＝「コミュニティと市の共働」が必要である。
- 職員一人ひとりが「コミュニティの自治」「コミュニティと市の共働」について基本的な考え方を理解し、上下関係のない「対等なパートナー」として、コミュニティと共働でまちづくりを行うことができるよう、意識改革に取り組む。

### 2 事業の進め方の見直し

#### ① コミュニティの自治を尊重した事業の推進

- 本市がさまざまな分野で実施している事業のうち、コミュニティに関係するもの（地域で実施するハード・ソフトの各種事業、コミュニティの活動を支援する事業 など）について、コミュニティの自治、コミュニティの意思を十分に尊重しながら実施するよう、見直しを行う。
- 具体的には、「市が主体となって実施する事業」と「コミュニティの活動を支援する事業」の区別を明確にし、それぞれ次の方向で取り組みを行う。

#### 【市が主体となって実施する事業】

- ・市が一方的・全市一律に事業を決定し通知するのではなく、自治協議会をはじめとしたコミュニティの意向や地域の実情を踏まえて決定・実施することを徹底する。

#### 【コミュニティの活動を支援する事業】

- ・活動の主体はコミュニティであることをしっかりと認識し、市の意向を押し付けることがないよう徹底する。

#### ② 市からコミュニティへの依頼等の見直し

- コミュニティに対して行っている多くの依頼等（協力依頼、情報提供、提案）について、各担当部署で一つひとつ精査し、廃止を含めた抜本的な整理・削減に全市で取り組む。
- 具体的には、「市の業務への協力を依頼しているもの（協力依頼）」と「コミュニティにとって有益との判断で、情報提供や提案を行っているもの（情報提供、提案）」の区別を明確にし、それぞれ次の方向で見直しを行う。

#### 【市の業務への協力を依頼しているもの（協力依頼）】

- ・協力依頼の目的・内容を精査し、抜本的な整理・削減に取り組む。
- ・どうしても依頼せざるを得ないものは、
  - －相手方の負担が軽減される方法に変更するなどの取り組みを行う。
  - －それでもなお相手方の負担が大きく、かつコミュニティや地域の住民にとって不可欠でない事柄に関する協力依頼については、費用弁償などを行う。

#### 【情報提供や提案を行っているもの（情報提供、提案）】

- ・活動主体はコミュニティであることをしっかりと認識し、市の意向をコミュニティに押し付けることがないよう徹底する。

### 3 コミュニティと向き合う体制づくり

- 市の組織が「縦割り」であるためにコミュニティ内で混乱が生じることがないように、区役所区政推進部（博多区は地域支援部）を中心に、各局と各区役所間などの日常的な連携・情報共有を進める。
- 具体的には、コミュニティに関係する事業について所管部署と区政推進部の連絡を密にするとともに、区政推進部から地域に関する情報提供を行い、市役所が一体となってコミュニティと向き合う体制をつくる。

#### ※ 今後のスケジュール

平成 21 年

4月 市民局から全局・区・室に依頼文を送付、全局・区・室で取り組みを開始  
「市からコミュニティへの依頼等」の現状を調査（市民局から全庁に照会）

7月 「福岡市コミュニティ施策推進委員会（仮称）」\*を設置、第1回推進委員会開催  
（\*取り組みの進捗状況を定期的に確認する機関。学識経験者、自治協議会会長等で構成）

8月 第2回推進本部開催（取り組み状況の確認、推進委員会の報告等）

10月 上半期の取り組み状況を調査（市民局から全庁に照会）

11月 第2回推進委員会、第3回推進本部開催

（以後、推進委員会と推進本部をそれぞれ年2回のペースで開催し、全庁的な取り組みを推進）

## ■ 「市からコミュニティへの依頼等の見直し」の状況

### 1 見直しの方向

- 市が、さまざまな分野で施策を実施するにあたってコミュニティに行っている多くの依頼等（協力依頼、情報提供、提案）について、個別に考え方を整理し、廃止を含めた抜本的な見直しを図る。

#### 【具体的な取り組み】

##### ア コミュニティへの協力依頼の整理・削減

- ・ 依頼の目的・内容を精査し、抜本的な整理・削減に取り組む。
- ・ どうしても依頼せざるを得ないものについては、
  - コミュニティの負担が軽減される方法に変更するなどの取り組みを行う。
  - コミュニティや地域の住民にとって不可欠でない事柄に関する依頼であり、しかも大きな負担を強いているものについては、費用弁償などを検討する。

##### イ コミュニティへの情報提供、提案のあり方の見直し

- ・ 情報提供については、コミュニティにとって役立つものに限定し、より分かりやすい形に改善する。
- ・ 提案については、市の意向を押し付けることがないよう徹底する。

### 2 見直しの推進体制

- コミュニティに依頼等を行っている事項について、各所管部署で洗い出しを行い、個別に対応を検討、整理できたものから速やかに見直しを実施する。  
※ 費用弁償については、21年度の検討結果を踏まえ対応を決定する。
- 市民局において全庁的な見直しの進捗状況を確認・把握し、「福岡市『コミュニティとの共働』推進本部」を中心に全庁的な見直しを推進していく。

### 3 これまでの取り組み状況と今後の予定

平成21年度から、本格的な取り組みを開始。取り組みの内容について全庁への周知徹底を図るとともに、依頼等を行っている事項の全庁的な洗い出しに着手した。

平成21年4月 第1回「福岡市『コミュニティとの共働』推進本部」において、取り組みの推進について全庁に周知徹底

5月 市民局から全庁に通知(\*)、各所管部署において見直しに着手  
(\* 見直しの考え方、具体的な取り組み事項を示すとともに、自主点検シートを送付)

平成20年度の依頼等の状況を調査(右参照)

10月 上半期の見直し状況を調査(予定)

#### 【参考】

##### 「市からコミュニティへの依頼等（協力依頼、情報提供、提案）に関する調査」調査結果（中間報告）

###### < 調査の概要 >

- ・ 調査目的：各所管部署が事業を行う上でコミュニティに対して行っている依頼等の現状を把握し、全庁的な見直しを推進する。
- ・ 実施時期：平成21年5月～7月
- ・ 対象事業：平成20年度にコミュニティに依頼等を行った事業

###### < 調査の結果 >

- ・ 総件数：915件

#### (1) 協力依頼 732件

##### ① 住民への情報の周知 222件

- (例) ・ごみ収集日の周知 ・道路等工事の内容・期間のお知らせ  
・イベント、その他市主催事業の周知 ・広報紙の配布

##### ② 会議等への出席 237件

- (例) ・各種審議会、協議会、実行委員会委員としての会議出席  
・自治協議会等会長会、区各種団体会議への出席 ・事業説明会への参加

##### ③ 催し等への動員 58件

- (例) ・各種講座、研修会への参加者取りまとめ ・交通安全等のキャンペーンへの動員  
・イベント、その他市主催事業への動員

##### ④ 催し等の運営補助 27件

- (例) ・校区検診の受付等 ・フェスティバル等の運営協力  
・区各種スポーツ大会の運営補助

##### ⑤ 委員等の推薦 73件

- (例) ・民生委員の推薦(欠員補充) ・公民館長推薦委員の推薦  
・その他審議会、協議会、実行委員会の委員の推薦

##### ⑥ その他 115件

- (例) ・各種表彰対象者の推薦 ・日赤社資募集への協力  
・事業実施に係る事前調査への協力

#### (2) 情報提供 136件

- (例) ・各種講座、研修会、講演会の開催案内 ・工事の施工、施設整備に関する情報提供  
・定額給付金に関するお知らせ

#### (3) 提案 47件

- (例) ・まちづくりに関する補助金の活用 ・ワークショップへの参画  
・庁用車の譲渡希望校区の募集案内 ・出前講座の活用

■ 「区レベル各種団体の見直し」の状況

1 見直しの方向

- 住みよいまちをつくるには、それぞれの地域（校区）で、自分たちの地域に必要な活動を決定し、実施していくことが重要である。
- このため、従来からの「市（区）が、区レベルの各種団体\*の事業を通じて、校区の活動を主導する」というあり方を見直し、「まずは校区が主体的に活動し、各校区から担当者が集まって情報交換や協議を行う」あり方への転換を図る。
- 見直しは、区ごと団体ごとに、各団体が担っている役割や現状を把握・検証し、各分野の今後の活動のあり方や見直しの方向を関係者と十分協議しながら、段階的に進める。

\* 区レベルの各種団体=ここでは、区交通安全推進協議会、区体育振興会、区男女共同参画協議会、区青少年育成協議会、区ごみ減量・リサイクル連絡会議、区衛生連合会をいう

【具体的な取り組み】

ア 主催事業の整理・見直し

- 現在実施している事業を個別に検証し、次の方向で整理・見直しを行う。
- ・本来市（区）が実施すべき事業（市に実施する責務がある事業、市の施策上必要な事業など）は、市（区）が直接実施する
  - ・各校区が活動を展開する際に、区内の校区が一緒に取り組む方がよい事項がある場合は、連絡会的な組織（次項参照）の中で話し合い、合同で実施する

イ 連絡会的な組織への移行

従来の「区レベルで事業を実施する組織」から「各校区が地域で活動を展開するための情報交換や協議を行う場（連絡会的な組織）」への移行を進める。

2 見直しの進め方

(1) 見直しの進め方

区・団体ごとに、1)現状の検証、2)今後の方向（見直し内容・実施時期等）の検討～決定、3)見直し実施一の手順で実施する。（右図参照）

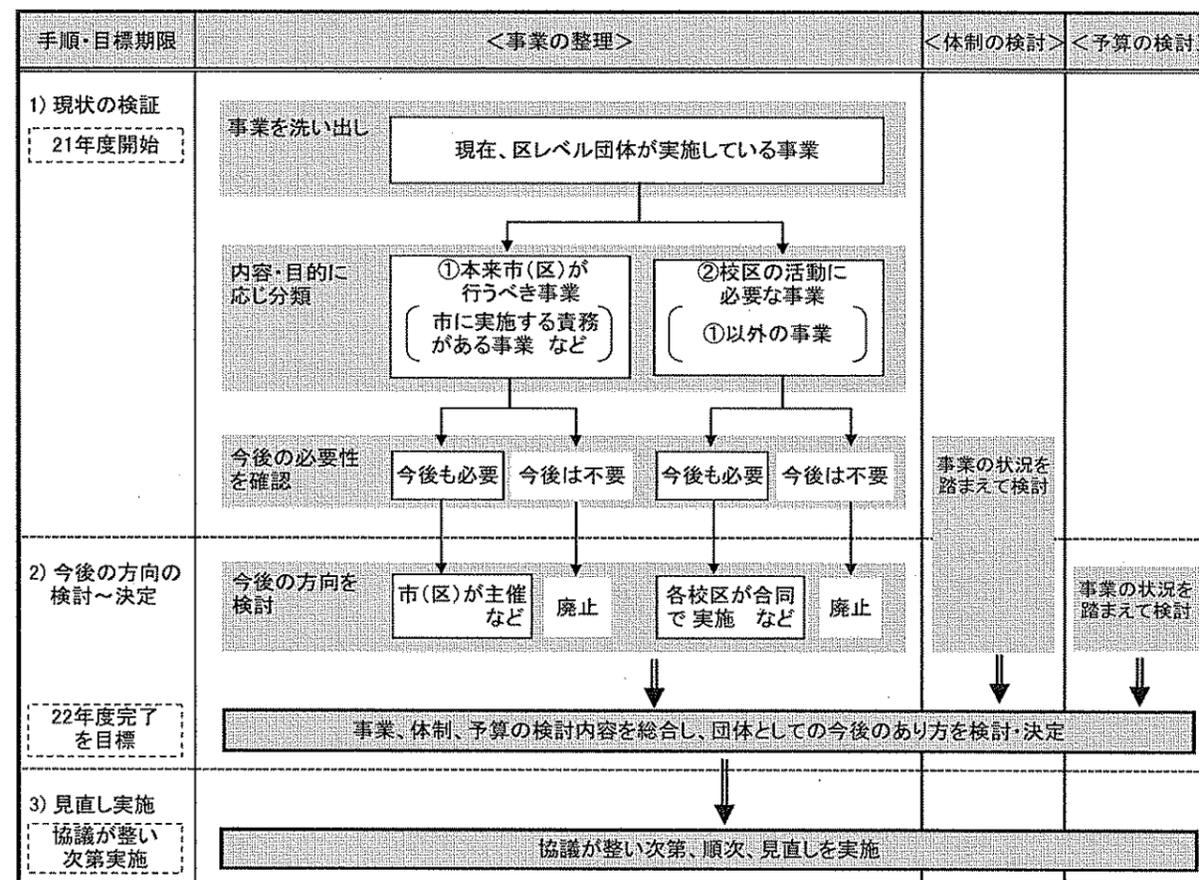
- ※ 各団体の事業、体制、予算について、整理・検討を行う。
- ※ 各団体とも22年度までに2)まで実施する。

(2) 推進体制

各区所管部署が主体となり、局所管部署とも連絡を取り合いながら、検討及び各団体との協議を行っていく。

全体の進捗状況は、市民局で取りまとめ、関係局区による連絡会議などにおいて共有する。

図 区レベル各種団体の見直しの進め方



※ 「目標期限」は、すべての団体に関する作業の完了目標として設定。早期実施が可能な場合は、この期限にかかわらず、前倒しで実施する。

3 これまでの取り組み状況

【区交通安全推進協議会、区体育振興会、区男女共同参画協議会、区青少年育成協議会】

- ・「事業の洗い出し」「分類」を実施中  
(6月に、関係局区の検討内容を持ち寄り意見交換。今後、各団体と適宜協議を行っていく予定)
- ※ 南区は、「南区スポーツ連絡協議会」(平成18年5月～)、「南区男女共同参画連絡会」(平成20年6月～)に移行。

【区ごみ減量・リサイクル連絡会議】

- ・「事業の洗い出し」「分類」「今後の必要性の確認」を実施中
- ・体制、予算についても、事業の状況を見ながら、今後の方向を検討中  
(6月に、関係局区の検討内容を持ち寄り意見交換。今後、各団体と適宜協議を行っていく予定)
- ※ 「区ごみ減量・リサイクル連絡会議」については、多くの区で、環境全般について情報交換を行う会議(「〇〇区環境活動連絡会議」など)に移行している。

【区衛生連合会】

- ・「事業の洗い出し」に着手し、さらに校区主体の活動に向けた見直しを実施する予定
- ※ 「区衛生連合会」については、平成17～20年度に会費の廃止や固有職員の見直しを実施し、事業内容も「健康づくり事業への特化」など方向性やあり方も検討してきた。

## 投票立会人の報酬額改定に係る地域説明の経過等について（報告）

福岡市においては、平成 21 年度から、「コミュニティと真に共働する市役所」の実現に向けて、コミュニティの自治を尊重した事業への転換に取り組んでいる。

こうした中、7月に、投票立会人の報酬額改定をめぐり、次の案件が発生した。

### 1 経過

- (1) 投票立会人については、各区選挙管理委員会より、自治協議会長（自治協議会が未設立の校区は相当する自治組織の長）に推薦を依頼している。平成 20 年度に、市選挙管理委員会が投票立会人の報酬額改定を決定し、平成 21 年 3 月に条例改正等の手続きを実施した。

※ 投票立会人の報酬額をおおむね半額に減額（二交代制で従事する場合）。適用は 21 年度～。

- (2) 8月に選挙が執行される見込みとなったため、各区選挙管理委員会が、区自治協議会等会長会等において、各校区の会長に対し投票立会人（校区毎に人数を指定）の推薦を依頼し、報酬額改定について説明を行った。※ 詳細な手順は区により若干異なる
- (3) 改定決定後の言い渡しであったこと、また、報酬額の減額により現実に推薦作業が困難になると予測されることから、説明の場が紛糾し、「今回の依頼には応じない」とする校区も出るなど、選挙の円滑な執行が危ぶまれる事態となった。

### 2 問題点

- コミュニティ内で混乱が生じる可能性が高いにもかかわらず、相手方に事前の説明や協議を行うことなしに、報酬額の改定を決定した。 [一方的]
- 決定事項を、選挙執行の直前、推薦の協力を依頼する際に通知した。 [上意下達]
- 改定内容は、投票立会人になりうる人（大半の市民が該当）に市が直接周知すべきであったのに、自治協議会等会長がその役割を担うものとしていた。 [業務の押し付け]

#### コミュニティからの意見（主なもの）

- ・報酬の減額は確かに厳しい。だが、金額以前の問題として、改定の理由を事前にきちんと説明してほしかった。
- ・自治協議会等会長や自治会・町内会長は、もはや町世話人（非常勤特別職職員）ではない。市が文書一つで当然のことのように依頼を行っているのが一番の問題だ。
- ・投票立会人を自治協議会等会長が推薦しなければならない必然性はないことを理解していない上に、条件の変更を説明する役割まで当然のように担わせている。しかも、そのことについてまったく認識がない。
- ・自治協議会等会長に説明すれば地域住民への説明が終わると思っていないか。市には市の責任がある。
- ・平成 21 年度から事業の進め方の見直しに取り組んでいるはずだ。気を引き締めてもらいたい。コミュニティと真摯に向き合おうと努力している部署もある中で、今回の件はとても残念だ。

### 3 対応

- コミュニティ内での混乱を少なくするため、投票立会人の報酬額については、減額を段階的に適用するよう経過措置を設けることとした。
- 今回の不適切な進め方についてのお詫びと経過措置の内容について記載した文書を、担当部署より各校区に持参し、説明を行った。